

特集 1

弁護士が創る、 弁護士が育む法制度

第1 【座談会】 弁護士が創る、弁護士が育む法制度——公法編——

実施日：2021（令和3）年8月31日

司 会：川村百合（政策委員長、5部49期）

参加者：竹之内明（11部31期）

彦坂浩一（3部44期）

兎玉晃一（6部46期）

山下 紫（6部50期）

吉原隆平（5部59期）

*なお、傍聴していた船木秀信幹事長（6部42期）も、途中で飛び入り参加しています。

1 座談会の意図

川村百合：「弁護士が創る、弁護士が育む法制度——公法編——」の座談会を始めます。この座談会の意図についてご説明します。

法友会は政策団体といわれます。法友会の政策を全国に知ってもらい、日弁連の活動に生かしてもらうために政策要綱も毎年出しているわけです。その政策を提言するというのがどういう意味があるのかという点について、最近若い会員と話をしていると、自分事として捉えられていないのかなという気がすることがあります。また、「弁護士会や日弁連が出す意見書や会長声明というのは、政権与党を批判するばかり」、「反対、反対を言っているばかり」、「でも、反対しても結局は法律が通ってしまって、『改悪』がされてしまう」、「国民の声と弁護士会の意見は違うのではないか」というような内部批判を聞くこともあります。一方で、日弁連や弁護士会で、委員会活動に熱心に関わって、政策提言をして、法律を作ろう、制度を作ろうと動いている人も、法友会の政策団体としての意義とは何だろうというときに、会内選挙向けのことをしていると捉えている人もいるように思います。

そこで今日は、法友会や法友全期会の活動が我が国の法律を作り、社会制度を作り、社会を変えてきたというダイナミックな歴史について振り返ってみたいと思います。

2 自己紹介

川村百合：まず、自己紹介からお願いします。

竹之内明：私は31期でして、1979（昭和54）年登録、43年前ということになります。現在74歳でして、東弁の委員会はやっていませんが、日弁連のほうではまだ委員会をやっています。

1つが、日弁連の取調べ可視化本部です。会長が本部長ですが、私は本部長代行を務めております。もう1つは、処置請求に関する調査委員会の委員長をしております。処置請求というのはご存じですか。これは裁判員制度導入と同時に作られた制度で、請求の主体は裁判所または検察官ですが、裁判所の指示に従わなかったとか、検察官の開示証拠を目的外に使用した場合に、裁判所や検察が独自に判断するのではなく、日弁連に処置請求という形で請求をする制度になっています。その調査委員会の委員長をしております。ただし、私が委員長になって以降、日弁連で取り扱う申立ては1件もなく、そのせいで今も続けております。

2011年に東弁会長をさせていただき、法友会幹事長も事務総長も務めさせていただきました。

彦坂浩一：44期で、竹之内さんが幹事長だった2008（平成20）年に法友会の執行部に初めて入りました。矢吹執行部の事務総長をさせていただきました。

法テラス関係は、2006（平成28）年だったと思いますが、当時の日弁連事務次長だった法友会8部の矢澤昌司先生から話があり、法テラス関係の日弁連の嘱託になり、5年くらい嘱託をしました。矢澤先生は私が嘱託になった1か月後くらいに亡くなられたので、矢澤先生の遺言と思って法テラス関係の委員会を一生懸命やってきているというところなんです。2004（平成16）年までの司法制度改革の任期付公務員の時代も、法テラスの設立担当だった小山氏（法務省所属）と机を並べていましたので、よく話を聞いていました。

兎玉晃一：46期・6部の兎玉です。竹之内さんの執行部のときに彦坂さんと一緒に政策担当副幹事長でし

た。その前は、弁護士2年目のときに飯塚孝先生が幹事長のときに事務次長をさせていただきました。竹之内さんの執行部が終わった後の翌年、彦坂さんとか松田純一さん（12部45期）、亡横山渡さん（1部43期）と各部幹事長をやって、初の山本剛嗣先生（8部24期）と宇都宮健児先生の2回選挙をやるというときの幹事長をやり、そこで十分お役を果たしたと思って、法友会はそこからしばらくお休みし、子育てをしていました。

弁護士会の関係ですと、外国人の委員会、東弁の委員会を弁護士1年目からも関わり始めて、今に至っています。ほかに関弁連の外国人の委員会の委員長もしています。

山下紫：6部・50期の山下紫と申します。修習中から子どもがいたので、会務は全然やらずにいたのですが、篠塚執行部のときに川村さんたちと一緒に初めて会務を体験しました。その当時、適齢期で、6部の幹事長がそろそろ回ってくるとあって、至誠会は嫌だけれど法友会なら甘い考えで入ったのですが、結局6部の幹事長もやるということで、2018（平成30）年から震災のほうでは座長を3年続けて去年まで続けてやって、今年、委員長ということで、これで上がりかなと思っているところです。去年からは、高岡さんからの誘いもあり、東弁の災害委員会の副委員長もしております。

吉原隆平：59期の吉原隆平です。竹之内さんが幹事長をされた年に初めて法友会の執行部に入りまして、当時すごく偏った執行部だと言われていて（笑）、「凶器準備集合罪で逮捕する」、「お縄を頂戴する」みたいな芸が旅行総会であったりして。その当時、そんなに偏っているというのがよく分からず、それが普通だと思っていたのですが、その後、法友全期会の執行部とかいろいろやってみて、やっぱり偏っていたのかなと思いますが、いい意味で偏っていたので、僕にとっては、弁護士としてまだ人格形成段階のときに竹之内さんの下と一緒に過ごせたというのはとても誇りです。

そのとき無罪判決をとれて、ボスの羽成守先生（5部28期）と一緒にやった事件でしたけど、竹之内さんにとっても褒めてもらった。「よくやったな、マー君」と言ってもらったのがとても嬉しくて今でもはっきり覚えています。

川村：誤解を招いたかもしれないですが、「偏った」の意味は、刑事法系に偏っているという意味ですね。「刑弁族」が多かったという意味であって、別に思想信条がとかいう意味では……、偏っていたかもしれないけど、思想信条もね（笑）。

本日司会を務めさせていただきます、5部・49期の川村百合でございます。今年度、法友会の政策委員長をしている関係で今日進行させていただきます。

私は、法友会との関わりは、2000（平成12）年の下平征司先生（10部22期）のときに事務次長として参加させていただいたのが法友会の執行部に入った最初で、それが弁護士になって4年目です。それまでは5部には入っていたものの、会派というのは懇親をするところだと思っていて、2000（平成12）年のときも事務次長ですから、飲み会に行くのが仕事みたいな感じで参加していました。

一方で私は登録1年目から東弁の子どもの人権と少年法に関する特別委員会に入り、そこでの活動がすごく楽しかったんですね。なので、そういう政策的なことをするのが委員会であり、会派は飲む場所かなと思っていたのですが、執行部に毎年のように5部に行ったり、全期に行ったり、法友に行ったりということを繰り返す中で、2003（平成15）年度に幹事長予定だった吉岡桂輔先生（6部24期）が、「次長として入らないか」とお声かけくださったのです。来年はちょっとお休みかなと思っていたけれども、せっかくお声掛けいただいたからお受けしようかというときに、私、その年にしてすごく図々しかったなと思うんですけど、「今、私の一番の関心は少年の全件付添人制度を作ることなので、それを法友会の中でもやらせてもらえるのだったら、次長をやります」という「条件」を出したんです。そうしたら、吉岡先生が、ニコニコしながら「それでいいよ」って言うてくださった。

実際に執行部の中に全件付添人制度を実現するためのチームを作ってください。事務総長が伊藤茂昭先生（8部32期）で、後でお話しますが、三会を動かす政治的な動きもしてくださって、そこで全件付添人制度にも弾みが付いたということがあって、法友会の諸先生方のお力を借りるとこんなに物事が動くということを経験しまして、ある意味、味をしめたと言いますか（笑）。それ以来、委員会活動と

法友会の活動が、私にとっては車の両輪になっていて今に至るというようなところです。

3 当番弁護士制度の発足と被疑者国選弁護の実現

川村：では、早速中身に入っていきたいと思います。

当番弁護士制度というのは日弁連の「戦後最大のヒット商品」と私は聞かされていて、確かにそうだと思います。もっとも「ヒット商品」といっても、儲かったわけではなくて、逆にお金をつぎ込み続けたわけです。でも、最近、当番弁護士制度は弁護士会が作った制度だということを知らない若い人がいて驚愕しています。しかも、当番弁護士制度を法友会や法友全期会が言い出したことだということを知らない人が多いので、この辺りを竹之内さんにぜひ語っていただきたいと思います。まず、当番弁護士制度の発足に法友会、法友全期会が果たした役割を教えてくださいいただけますでしょうか。

竹之内：1989（平成1）年が（新生）法友全期の10周年だったのですが、その記念シンポジウムを同年の10月27日に、「被疑者国選弁護の実現を目指して—国際人権法から考える—」をテーマに開催しました。当時代表幹事は早川忠孝先生（4部27期）で、政策担当副代表が私、そして篠塚力さん（1部36期）が政策担当の事務局幹事でした。

直接のきっかけは、1989（平成1）年のNHKの憲法記念日の番組で「ドキュメント 冤罪」というのがあったんですね。この番組で、香川大学の教授でいらした庭山英雄先生——後に東弁の会員になられるんですが——その庭山先生が、イギリスの当番弁護士制度とアメリカの公設弁護人事務所を、もちろんテレビ番組ですから、実際に取材をして紹介されたんですね。それが非常に衝撃的でした。そうしましたところ、同じ年に、日弁連の接見交通権確立実行委員会で一緒に活動させていただき、その後ロンドン大学経済政治学院研究員を務めておられた札幌弁護士会の村岡啓一先生（その後、一橋大学法科大学院の院長までやられて、弁護士から逆に学者になったという方です。）が、帰国されて、「何を研究していたの？」とお聴きしたところ、何と当番弁護士制度を研究されていたとのことでした。そこで、ひらめいたのが、このシンポのテーマだったんです。そ

こでお二人にご協力いただけるか打診しましたら、お二人とも二つ返事で了解していただきまして、骨格が固まったということです。

もう1つ、その当時、松江の人権大会が同じ年の9月に開かれ、そのシンポのテーマが、「刑事裁判の現状と問題点—刑訴法40年・弁護活動の充実をめざして—」でした。その実行委員も私は務めていたんですけれども、まだ若かったこともあって、「いつまでも現状と問題点なんていう話でもないだろう」と。「どう打開するのかということが課題だ」ということを言いまして、「その鍵になるのが当番弁護士制度じゃないのか」と、議論をふっかけていました。

それで、人権大会のシンポでも、法友全期の10周年として、10月に当番弁護士制度に焦点を当てたシンポをやるぞということで宣伝をいたしました。そのおかげで、東弁の一会派の、それもその若手の主催するシンポだったわけですが、結構宣伝効果がありまして、いろんな皆さんが来てくださいました。記録に残っているだけでも、大阪弁護士会の森下弘先生、福岡県弁護士会の萬年浩雄先生などが実際にわれわれのシンポに参加して、質疑とか意見とかを述べられたという記録が残っています。篠塚力さんのこともご紹介しておかなきゃいけません、シンポでは篠塚さんも前座を務められまして、「憲法・国際人権法における辩护人依頼権と被疑者国選弁護」というテーマでレポートをされています。実は欧州人権条約に詳しい方がおられまして、もちろん弁護士ですけれども、そういう方たちと、篠塚さんも入って、欧州人権裁判所の、英文ですけれども、その判例を読むという研究会も同時並行的にやっており、その成果を報告されたわけです。

シンポの結論としては、日本でも当番弁護士制度を実施すべきだという提言になるのですが、法友全期の会員全員に対して、「当番弁護士制度が実現したら受任するか」というアンケートも実施しました。回答が134名ございまして、「意思あり」というのが103名、およそ77%の方が自分もちゃんと登録すると。「賛成か」ではなくて、「登録するか」と質問したのですね。こういう結果からしても、その実現性があることを示したということです。

その反響が非常に大きくて、翌年には大分と福岡で当番弁護士制度が実現するという事になったわ

けです。実を言いますと、東京が先行するつもりで準備も進めていました。そうしたら、大分、福岡から、自分たちに先にやらせてくれというお話がありました。そこで、そうやって地方から始めるほうが、全国展開するためには絶対いいだろうという判断で、先はお譲りして、翌年の1990（平成2）年に大分、福岡が先にやっただけです。そこで全国展開ということになるわけです。

もう1つ付け加えておきたいのは、シンポをやっただけじゃなくて、法友全期会は、この10周年のときに、『刑事弁護マニュアル』も発刊しております。けっこう好評でして、類書がなかったということもあるのですが、1997（平成9）年に第2版（その後亡くなられた菅沼一王先生が代表幹事）、2012（平成24）年に第3版を出版し、このときは豊崎寿昌さん（8部48期）が代表幹事、川村さんが政策委員長、その下で全体を仕切ったのが、屋宮昇太さん（3部55期）、大橋君平さん（12部55期）でした。

さらに、庭山英雄先生、当時は香川大学の教授をしていらしたのですが、その後、東弁に入会されて、2017（平成29）年にご逝去されております。先生を「偲ぶ会」に私も出席させていただき、ごあいさつさせていただきましたけれども、予定ではNHKから当時の番組のビデオを借りて、偲ぶ会で上映する手筈が採ってあったのですが、当日の不手際で、結局は実現しませんでした。そういうことからすると、このNHKの番組を改めて見るとことも可能なようです。

川村：大分、福岡が先にやらせてくれということだったということですが、法友会から見ると、また東京から見ると、それが今後の展開を考えてよかったというご説明だったのですが、大分、福岡が先にやらせてくれと言った理由は何ですか。

竹之内：自分たちもこれをやりたいと思っていると。むしろ先陣を切りたいと。地方から攻め上る形にしたほうが全国展開には良いというご意見でした。当時、すでに「当番弁護士を実現するための九州会議」というのが設立されておまして、私はその会議に呼ばれて行ったのですが、その翌日の地方紙に、大分・福岡の両弁護士会が当番弁護士制度を作るって言っているぞという記事が、一面トップで出たのです。もちろん大分・福岡先行については事前にオー

ケーしていたわけですが、そういう形で展開したということです。

彦坂：私、1年目に当番弁護士制度が始まったのですが、大分のみどり荘事件というのがあって、法友全期会でその誤認逮捕された被疑者の方と弁護した大分の先生に来て頂いた研修がありました。当時DNA鑑定が初めての頃で、その鑑定が不正確で誤認逮捕された事件で、それをきっかけに大分と福岡で、被疑者段階から弁護人が付くが大切だと当番弁護士制度を作ろうと盛り上がっていったと聞いていました。

竹之内：そうですね。それもありました。

川村：東弁が1番じゃなかったにしろ、準備していく中で、東弁の中で反対は出なかったのでしょうか。例えば、お金の問題。日当などは弁護士会から出すこととなるわけですね。そういうことも含めて、「そんなの無理じゃないか」というような反対はなかったですか。

竹之内：法友全期がそういう提言をして、翌年1990（平成2）年には刑事弁護委員会の準備委員会が東京三会それぞれで作られて、その準備委員会で、三会でもってすり合わせをしたのですが、まずは「手弁当」ありきで、お金の問題がどうなのか、そういう発想では全然なかったですね。

川村：その後、全国の弁護士会で当番弁護士制度が実現するまでにどのくらいかかったのですか。

竹之内：2年ですよ。2～3年と言ってもいいんだけど、1989（平成元）年から数えれば3年ですけども、2年ちょっとで実現できました。

川村：その後、被疑者国選弁護制度に結実する流れをざっと教えてください。

竹之内：相当の時間がかかったということはそうなのですが、公的な形で実現するまでの過程で危機としてあったのは、1995（平成7）年ですよ。その年にオウム真理教の事件が起きました。オウム真理教の方々は全員が当番弁護士制度で弁護人を付けてくれということを東京三会に要求というか申出をしてきたわけです。これにきちんと対応できるかというのが非常に大きな試練になったと思っています。私はその当時、刑弁委員会の委員長を務めておまして、これは絶対やりきることによってやりました。さっき出たお金の問題も含めて、対応していかなけ

ればいけないわけですがけれども、東京三会でそれぞれ特別案件国選弁護基金を作りまして、会員から募金を集め、併せて特案名簿という特別の名簿を作成して、依頼があった全件に対応し、試練を乗り越えることができました。オウム真理教についてどう思うかというのはまた別にしまして、被疑者については絶対対応すると。当番弁護士制度という店を開きながら思想信条で差別するののかということになるわけで、とにかくこれに対応するというのが非常に大きなことでした。

ただ、申出のあった被疑者全員に当番弁護士を派遣するのはなかなか難しいところがありまして、私は委員長だったものですから、特案名簿に登録して頂いている先生方をお願いの電話をするわけですが、一旦は「少々お待ちください」との返事があった後、「あっ、すみません。今ちょっと前に出てしまいました」と言われることを何度も何度も経験しましたが、それでもしつこく連絡を繰り返し、何とか全員に当番弁護士を派遣することができました。児玉さんにももちろんお願いをしまして、やっていただきました。児玉さんはすぐ私の電話に出てくださいました。よく覚えております。

児玉：あのときは登録2年目で、否認事件を一件もやったことがなかったのですが、それで行かされたのが第7サティアンでサリンを作っていたという強烈な大事件でした。

私もその後、刑弁の委員長をやりましたが、私が委員長だったときに、あんなでかい事件、2年目の弁護士一人で行かせるということはおよそあり得ないので、よほど人が足りなかったのだなと、今になると（笑）。今の被疑者国選ですと、そういう事件なら必ず2人は選任されますけれども、当時は人が足りないで、第7サティアンで起訴されて、その後、松本サリンで再逮捕され、四十何日間も一人で、一日だけ休みましたが、あとは毎日行ききったというのはよく覚えています。大変勉強になりました。

川村：当番弁護士制度の実績を積んで、それが司法制度改革の流れの中で政府の司法制度改革推進本部、公的弁護制度検討会ができて、被疑者国選弁護制度に結実したのですね。もっとも、日弁連的には全国全ての単位会で身体拘束事件全件の被疑者国選弁護制度を担い切るだけの体制ができていなかった。そ

のため、いわゆる第一段階、第二段階、第三段階と対象事件を徐々に拡大していった、今は勾留事件の全件に被疑者国選弁護制度ができたわけですが、残りは逮捕段階の国選弁護制度（第四段階）で、第四段階実現に向けて、今、日弁連は運動しています。

4 接見妨害と伯母・児玉国賠について

川村：では、被疑者国選弁護制度ができる前の時期でしようが、かつて接見妨害がかなりあって、国賠訴訟が提起されることがあり、伯母・児玉国賠もありました。これはいつどのような事案で、法友会会員はどのように関与したんでしょうか。

竹之内：弁護団長は今亡き岩田廣一先生（4部13期）で、ずっと接見の委員会で活動していらした私の大先輩ということになります。訴状を見返してみたら、署名して、押印しているのは、岩田先生と私と宮岡孝之さん（6部42期）、その3人でした。

児玉：行政書士の資格商法の詐欺を会社ぐるみでやっていた事件で、伯母浩之さん（8部40期）は社長でしたかね。僕は末端の営業担当とかで、これはもともと名古屋の事件で、名古屋の会社だったのですが、濱口善紀さん（4部43期）が現地の名古屋の弁護士の紹介で、逮捕されたのはみんな東京だったので、濱口さんが各被疑者の弁護士候補者を選定、打診し、私もその中の1人だったのです。

資格商法の詐欺で、被害者が何百人とか何千人いるような、これをやれば必ず受かりますという商材を売っていて、それが詐欺だと言われたのですね。その後、3案件起訴されました。一般的指定はもうなくなって、通知事件（通知することがある旨の通知）でした。そこで、伯母さんは3回、接見拒否されました。代替日時の指定もされなかったのです。僕のほうは、実は1件目の被害者（例えばAさん）の件で起訴されましたが、2件目（例えば被害者Bさん）は同じようなことで、会社の仕事として電話をかけて、本人はBさんに対する詐欺でも再逮捕されたのですが、被害者のAさんもBさんも、はっきり言って全然覚えてないのですね。書類に営業担当として押印しているから被疑者が関与しているということで再逮捕されていました。

1回目の起訴がされるまでは、接見指定されていなかったのです。2回目も、再逮捕になったという

ので接見に行ったらちょっと待たされて、それで接見指定って言われたので、いやいや、今まで二十何日間、一回も僕は指定もされなくてやってきて、再逮捕といってもほとんど同じような事件で、被害者の名前が変わったくらいだから、何で今頃になって指定するのですかと話しました。接見指定はその前にオウムの事件でずっと指定され続けていたので、経験があり、そのときに勉強して、間近で確実な取調べの予定がなければ接見指定できないはずなのに、何で今頃指定するのですかというようなことで、全部で3回やられたのです。1回目は、制限に従って20分で終わったのですが、2回目、3回目は、一回そういうのをやられて、現場でもめるのも嫌だから、夜7時半くらいに夕食を済ませた後に行って、捜査の状況からすると、夜遅くまで調べをやるような状況でもない判断して行ったんですけど、そこでも指定されたんですね。2回目、3回目は現場で「検事出せ」とか言ってもめて、撤回させましたが、1回目は20分に制限されたという事件でした。

結論としては、伯母さんは一審で10万円、高裁で25万円に上がって終わりました。私のほうは一審も高裁も負けて、久々に判決を読み返したら、損害がないと言われていたりして、ひどいです。2回目、3回目は現場で頑張って、一回やられたのを撤回させたので違法でもないとか、違法が軽微とか言われて、1回目のやつは確かに20分で指定はされていたのですが、その後本人に聞いてみたら、「いや、あの日、午後も全然調べやっていませんでしたよ」と言われて、裁判になって証拠が出てきても、現実にはやってなかったのです。国側の言い分は、接見指定をした段階では間近で確実な取調べ予定があったけれど、その後なくなったと、およそ信じがたい主張をして、「そんな確実じゃないじゃない」と主張したのですが、結果的に駄目で、私は0円で終わりました。高裁で判決が出て、表向きには伯母さんのほうが10万円から25万円に上がったので、まあまあそれでよししようということで矛を収めました。

竹之内：代理人のほうは、訴状の段階で付いていた代理人が126名、全国展開でやりましたので、それだけ付いていて、法友会の会員の方が半分くらい。もうちょっとおられたかもしれませんが。それだけの方が代理人に付いて、東京地裁の一番大きい法廷を使

用することを求めて実現し、訴訟の冒頭から意見陳述をするとか、法廷は法友会の会員でいっぱいですから、楽しかったですよね。

児玉：私の本人尋問をしてくださったのは船木さんでした。弁護団会議は、その後もその前もいろいろやりましたが、あれだけみんながきちんと予習してくる弁護団というのは多分その後もないくらいで、全員が起案を全て読み込んで、会議30分で終わらせて、飲みに行くとか。当事者でありながらあれですけど、大変楽しくやらせていただいた記憶があります。

後日談ですけど、そのときに伯母さんが勝った25万円と、弁護団会議が終わった後の飲み会でみんなから1万円もらって残ったお金とか、あるいは全国からのカンパとかは100万円くらい残っていました。それを竹之内先生が刑弁の委員長だったときに、保釈強化月間というのをやって、そこで敢闘賞とか奨励賞をやっていて、それはいいなと思ったので、その100万円を『季刊刑事弁護』（現代人文社）に持ち込んで、『季刊刑事弁護』の新人賞というのを作ってもらって、今でも続いていますね。その100万はとっくになくなっちゃっていますが、いまだに続くのは、そのおかげで持ち込んだ企画で今なお名前が残っていると思います。

川村：私は代理人か復代理人か、名前だけ出したような気もするのですが、実働はしていないんですけど、実働は何人くらいいらしたんですか。

竹之内：実働は10人弱くらいか。法友会の皆さんと、接見の委員会からも結構来て下さって、そういう中でやっていましたよね。

川村：船木さん、尋問の思い出話とかありますか？

船木秀信：私にとっては、反省すべき尋問でして、児玉さんが当事者だから、私がとやかく言わなくても児玉さんが全部しゃべるだろうという気持ちがあったのです。だから、私が通常でやる事件よりも、事前の打ち合わせが少なかったんですよ。特に、尋問の直前打合せも行いませんでした。それを児玉さんが、後から、当時いかに不安だったのかと、自分が法廷に立ったときに、あまり代理人が準備してくれなかったのも、それがいかに不安だったのかということ、その後ずっと言われ続けておられて、それは私にとって一番の反省点、汚点でした（笑）。

それはさておき、実際に自分が当事者になってみると違うということを、児玉さんがそういうお話をしていたことを、私にとっても、その後、代理人、弁護人としての尋問準備にあたり、心がけるようになり、貴重な経験になりました。

5 取調べ可視化と弁護人立会権について

川村：話題を変えまして、刑事司法制度についてはまだまだ課題はあると思いますが、大きなトピックとしては、可視化と弁護人立会権に向けて日弁連が取り組んでいますね。

竹之内：2022（令和4）年6月が、改正刑訴法の施行から3年目に当たります。改正刑訴法の附則で、「施行後3年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と定められています。こういう条項は、裁判員裁判制度のときも3年後見直しという条項があり、早い段階から働きかけているのですが、「3年を経過した場合」において、ということで、全然、向こうはまだ動こうとしていません。ただ、毎年1回、可視化制度の施行状況については、日弁連は、検察、警察からのヒアリングをやっておりまして、情報の共有をしております。

現状ですが、検察からのヒアリングによれば、検察は身体を拘束された被疑者全件について、人的にも物的にも可視化ができる状況にあります。検察官は可視化されていることに対する違和感はほとんどなくなっていて、当然のこのようにやっていると聴いています。現在の法制度上は裁判員と独自捜査事件、この2類型につき義務化されているわけですが、その外、知的障害と精神障害についてもやっています。実際の状況はどうなのかということで、ずっと統計情報を入手しているのですが、検察が担当する全ての身体拘束事件が、昨年1年間で10万3,383件と報告されております。このうち録音・録画を実施したのが93.7%、全過程で録音・録画を実施したのが87.2%に達しています。例外はどういう事件なのかというと、特に東京辺りの検取の事件、検察官事務取扱事務官と言いますよね。これは日曜日などに入管法違反などを取り扱うのですけれども、このときには立会いの事務官が付かないわけですね、自

分が事務官だから。そうすると、自分で両方やらなきゃいけない状況の中で録画されてない場合が結構あります。それは東京にほぼ限られていて、可視化状況の調査をずっとやっておりますけれども、大都市以外の検取がないところは、ほぼ全件、既にやっているという状況です。今度の3年後見直しにおいて、検察は全件実施ということは、もう動かないと私は思っています。

他方で、警察は、被疑者に知的障害がある場合には録音・録画の試行対象にしていますが、これを全事件に広げることについては、まだ意欲が薄く、警察の取調べの全事件・全過程の可視化をどう実現していくかというのが3年後見直しの勝負どころというのが今の認識です。

川村：立会権のところは担い手の問題などもあるかと思えますけど。

竹之内：現在の日弁連の状況ですと、近々これに特化した委員会が設立予定で、設置要綱は承認されますので、関係委員会からどういう委員を配分するかという組織作りの段階に入っています。取調べの可視化本部がそうだったように、いずれも刑弁マターですが、目的に特化した委員会が作られますので、その活動に期待したいと思います。

川村：実際に立会権が認められたときに弁護士が本当に立ち会えるのかという点で、国選制度で若い人が一生懸命に被疑者弁護をやっているけど立会いまでできるのかという負担の問題なども考える必要がありますね。若手の立場からはいかがですか。

吉原：弁護人立会権や可視化は立法に関わるじゃないですか。そうすると、国会で審議するけれど、こういう話は票につながるものでもないから、国会議員にはあまり興味がないのかな、と思います。議員にとってあまり興味がない分野であれば、専門的知見のある人達がリーダーシップをとって立会や可視化をどんどん進めるべきで、なぜ反対する人がいるのだろーと思っています。さきほどの話ですと、検察や法務省は強く反対するものではないようですが、真の戦う相手は警察になるのでしょうか。警察出身の官僚などが国会議員に「立会や可視化にはこういうデメリットありますよ」とブリーフィングすることもあるのでしょうか。

竹之内：国会は、合意できた内容をオーソライズする

に過ぎないので、弁護士会というのは、もちろん裁判所とも検察とも、あるいは警察とも、それぞれきちんと話をするというチャンネル、これは現実にあるし、私なんかもずっとそれでやってきましたけれども、そういうことの中で合意を目指していくと。合意といったときには、例えば、可視化のときがそうであったように、他のものとの抱き合わせという要素が出てくるわけですね。例えば、検察が要求してきたのは、司法取引の問題であるとか、もろもろ出てきましたよね。そういう抱き合わせだったわけですね。その抱き合わせの持つところの意味をどう評価して、それをどう減殺するのかという見通しも持つ中で、合意を図っていく。そういうことが先行すると。もちろん国会でも審議はされましたけれども、国会での審議はほぼ出来レースでしたね。その前に話は付いていたし、付けていた。そういうふうに私は思っております。

吉原：警察は思想的に認めたくないというのがあるのでしょうか。僕なんか、「可視化すればいいじゃない」、「立会権認めればいいじゃない」って、思想的にというか普通にそう思うのですけど、警察の中心部分には、「そんなの認めちゃ駄目だ。治安が大事なのだ」という思想を持っている人達が固まっているのでしょうか。

竹之内：現場はそうかもしれませんね。しかし、官僚はそんなこともありませんよね。色々なチャンネルを通じて意見交換し、先方の腹を表も裏も含めてきちんと見切っていくことと、妥協がやむを得ないとして、それが先に繋がる妥協なのか、それとも泥沼なのかを適切に判断していくことが大事だと思っています。

6 国選付添人制度について

川村：では、次に当番付添人制度から国選付添人制度の実現に至った歴史についてご説明させていただきます。

当番弁護士制度から被疑者国選弁護制度へという流れの中で申し上げましたが、政府の司法制度改革推進本部、公的弁護制度検討会ができました。そこで国選付添人制度はどうするのかテーマになったものの、当番弁護士制度と違って、実際の活動実績が付添人にはまだ少なかった状況の中で、検討会の中

でおおよそ公的付添人制度については、実現しそうでない、先送りというような雰囲気が出てきていたのが2000（平成12）年の頃です。そのような中で、これではいかんと、この千載一遇のチャンスを逃すと国選付添人制度が実現しないと心配した福岡県弁護士会の大谷辰雄先生（故人）が、これは日弁連で運動を作らなきゃいけない、まず福岡から始めるんだということで、福岡県弁護士会で、いわゆる身柄全件付添人制度を始められたのです。それが2001（平成13）年2月でした。当時は「身柄付添人制度」と言っていて、その後に当番付添人制度という言い方がだんだん広まってきましたけれども、身柄全件というのは鑑別所に収容された少年の全件に付添人を付けましょうというものです。それを公費で付けるべきという目標に向かって、まず弁護士会が当番弁護士制度の少年版として当番待機の体制を作り、鑑別所に収容された少年に弁護士を派遣する。そして、当時、法律扶助協会の制度であった少年保護事件付添援助制度を使って、形としては私選として受任するけれど、少年からお金を取らない制度として作り上げたのが身柄全件付添人制度ないし当番付添人制度でした。

この制度を福岡が始めたと聞いて、私は当時、弁護士4年目で、ずっと子どもの委員会では活動していたわけですが、本当に目から鱗の衝撃を受けました。これはぜひ東京も続く必要があると思ったのです。同じ思いの東弁と二弁の子どもの委員会のメンバーで、早速2001（平成13）年中に福岡の先生を呼んで、勉強会をしました。

ところが、これを弁護士会の制度として実現していくときには、東京は三会が一致しないとできないという問題がありました。当時東弁の中でもとりわけ多摩地域の対応体制が大丈夫なのかという問題があり、ましてや一弁の委員会は、当初は勉強会にさえ参加しておらず、「そんなの絶対無理」という感じだったのです。その頃は少年事件の付添人活動というのは、一部の、ちょっと「変わった人」が、職人芸的にやっているというようなところがあって、数をこなすというような雰囲気はありませんでした。自分の事件は一生懸命やるけれども、身体拘束された全ての少年に平等に付添人選任権を保障すべきという雰囲気はなかったのです。

それでも、子どもの委員会の中堅若手を中心に、東弁、二弁が先行してでも実現したいと思っていたけれども、対裁判所や対鑑別所の協議をするには、三会が一致しないと無理だし、東弁内でも、まだ人の問題もお金の問題もクリアできていないということで、暗礁に乗り上げていました。

そういう中で、さっきも申し上げたように、吉岡執行部に入るときに、「じゃあ、法友会として取り組もう」と言っていたら、2003（平成15）年7月に「当番付添人制度実現を提言する決議」を法友会旅行総会で決議しました。そして、旅行総会決議を日弁連とか東弁とか、それから他会にも持っていたのです。また、弁護士会内の政治に詳しい先輩方が、一弁や二弁の理事者経験者にも働きかけてくださって、とりわけ一弁が、翌年に日弁連の会長を出す予定だったので、日弁連会長選挙に絡めて、日弁連会長を出すんだったら、会長のお膝元の東京でできないと困るでしょう？ みたいなプレッシャーをかけてくださったようです。そして、次年度の日弁連会長候補予定者と目される方が来られる会合で、まだ若手だった私に「一言しゃべっていいよ」と言って下さって、東京で全件付添人制度を実現すべきという話をしたこともありました。

それから、東弁内部でも、法友会が決議はしたけれども、これを東弁として動かすにはどうすればよいかというときに、その年の法友会出身の東弁理事者から、弁護士会の中に強い熱意のある人が3人いれば実現すると言われました。法友会だけでなく、親和会と期成会も決議をすれば実現すると言われて、親和会と期成会にもそれぞれ意見書を出してもらって、3会派が意見を出したというのを踏まえて、理事者も腹を決めてくれたように思います。

福岡が2001（平成13）年にその制度を作った後に、東京三会が当番付添人制度を作れたのは2004（平成16）年です。そこに3年以上もかかっているのですよね。その後、続々と全国に広がっていった、全単位会で当番付添人制度が実現して、その結果、2007（平成19）年に裁量的国選付添人制度に結びついたという流れをたどりました。

7 法テラスについて

川村：次に法テラスについてお聞きしたいと思います。

最近、法テラスというと憎まれ役みたいになっているところもありますけれども、彦坂さんは法テラスの設立から運営の歴史の中で、どのように関わっていらっしゃいましたか。

彦坂：法テラスができたのが2006（平成18）年4月で、その6月に日弁連の廊下で矢澤先生から、日弁連で法テラス対応室を作るから、そのの嘱託にならないかと言われて、法テラスに本格的に関わり始めました。その当時、法テラス推進本部という名称でしたが、初代事務局長は小林元治先生（8部33期）で、そのほかメンバーとしては武藤元さん（8部43期）、伯母さん、故矢澤昌司先生、みな法友会8部ですかね。矢澤先生はそれまでも日弁連事務次長で法テラス担当をされていたので、いろいろと考えていらしたと思います。7月にくも膜下出血で倒れられて、何週間か闘病されて亡くなられたので、矢澤先生の頭の中だけにあるという感じでした。日弁連の法テラス対応室という名前も、当初は被疑者国選を全国各地で担えるかなど、対応体制整備に取り組むということだったと思います。その後、室長になり、嘱託は5年間くらいやりました。日弁連の法テラス推進本部の初代の事務局長は小林先生で、2代目が武藤元さんで、その次が荒中先生、淵上玲子先生と続き、その後に私が事務局長になりました。

川村：対応室の嘱託になられたときは、すでに法テラスは始動していましたか。

彦坂：始動前でした。設立されて10月から始動ということで準備をして、日弁連として法律援助事業の委託をするかなど、いろいろなことを整備していた段階です。

川村：司法制度改革の中でなぜ法テラスは作られることになったのですか。

彦坂：司法制度改革審議会意見書には、国民の司法アクセスの拡充などの重要性が述べられていましたが、組織としての司法サービスセンター的なものまでは述べられていませんでした。その中で、当時の小泉総理がリーガルサービスセンター構想を述べられて、国選弁護の運営主体、民事法律扶助、過疎地対策、情報提供などを担う機関として具体化されていきました。司法制度改革推進本部事務局の事務次長をされていた法友会8部の古口章先生が担当されました。任期付公務員になって、内閣の司法制度改革推進本

部事務局に行った弁護士メンバーは4人いましたが、そのうち3人が法友会です。28期の古口章先生（故人）、40期の木下信行さんと私が法友会、あともうひとりが一弁の34期の齊藤友嘉先生でした。

川村：それ以前は国選弁護制度の運営主体は裁判所で、国選報酬の予算も裁判所が持っていたというものと、民事法律扶助制度は、法律扶助協会がやっていたものを合体して、さらに受託事業を付け加えて法テラスになったと思いますが、これは弁護士会的にはどのように評価してきたことになりますか。

竹之内：相対的にどれがいいのかという話ですよ。裁判所にするわけにいかないし、人権擁護委員会にしたって、改組が決まっていたわけですよ。その中でどうするのかということで、より問題の少ない選択ということになったと思うんですよ。その中では、報酬基準などは、裁判所がやっていた頃にはどんぶり勘定だったわけだけど、報酬基準をきちんと作るとか、弁護士会側からリーガルサービスセンターにきちんと人材を派遣して、実質を握るとか、そういう総体として、どれがよりましな選択なのかということだったと思います。

川村：それに先だって、日弁連は司法過疎を解消する目的でひまわり公設事務所を全国に作っていきましたが、目標としてはそういうところに公費を出させるという意味で言うと、法テラスの地方事務所が司法過疎地で弁護士を常駐させるということで、司法過疎問題を解消するというのも大きな意義があったように思います。この点も弁護士会の中では反対論もあったように思いますけど、法友会はどんなスタンスでしたか。

彦坂：そもそも弁護士過疎問題について、弁護士の「ゼロワンマップ」は、法友全期会が全国自治体アンケートを採ってまとめたものでした。その結果を日弁連に出して、日弁連で取り上げられて、業革シンポで取り上げられて、本格的にひまわり基金になっていきました。

川村：司法過疎問題も法友全期会が言い出して、ひまわり基金を作って、ひまわり公設事務所に法友会会員が行っているのも結構あって、それでそれを公費でという流れですね。ひまわり公設は残っているけれども、過疎地に弁護士1人じゃ駄目だから、1つはひまわり公設、もう1つが法テラスの事務所みたい

な地域が結構ありますよね。

司法過疎地は地方だけではなく、東京にもあるんだよということで、東京パブリック法律事務所を作ったわけですが、今それもいろいろやり玉に挙がったりしています。

彦坂：法テラスができたときも、岩井重一先生（5部24期）が常務理事をされて、寺井一弘先生（8部22期）も理事として入ってその後、理事長にもなり、現在も丸島俊介さん（4部30期）が常務理事です。このほか、外山太士さん（11部42期）、田中千草さん（12部48期）、生田康介さん（8部50期）が民事扶助課長です。外山さんはスタッフ弁護士担当の部長もしました。道あゆみさん（12部47期）も今の事務局長で、みなさん法友会です。法友会が法テラスを支えているというのは今でもそうだと思います。

川村：法友会のメンバーが日弁連側でも支え、法テラスの中でも支えています。一般会員には冷たく見られているのが法テラスかもしれません。法テラスは国選の報酬が安いとか、民事法律扶助の報酬が安いとか批判されて、評判がよくないですよ。でも、実際に国選弁護や扶助事件は、全期世代の若い人が結構担ってくれていますが、吉原さん、若手代表として、法テラスのことを若手同士で話すとどう感じますか。

吉原：去年、全期で政策委員長だったので、司法過疎問題を議論したのですが、確かに始めた当時は司法過疎の問題は大事だったと思うのですが、今は過払金もなくて、地方に作っても経営的に軌道に乗らず、撤退して償還金の免除になるケースが多くて、そうやってきたときに、過疎地でも司法アクセスは大事だと思うのですが、はたして法律事務所を作る必要があるのかというのは若手で議論して、例えば、消費者庁の消費者問題に関しては、ADRが消費者庁内にあって、問題を抱えているところにiPadを送るのです。そのiPadを使って、調停に参加できて、「iPad、返さない人とかいないのですか」ってびっくりしたのだけど、「みんなちゃんと返してくれますよ。消費者はみんないい人ですから」みたいな感じでした。だから、事務所を作るのではなくて、相談できる施設を作って、そこにオンラインでつながるか。僕は八丈島の法律相談、全期のときはOriHimeロボットというロボット型の会話できるの

を八丈島の役所に持って行って、プレゼンしましたが、Wi-Fi環境が悪くて実用化には至らなかったのですけど、そういう相談できるところを工夫すればよくて、事務所を作るっていうのはもう時代遅れかもしれないという話は出ていました。あと、都市型公設に関しては民業圧迫だという、特に今、刑事弁護専門の事務所ってけっこうあるし、全期の執行部にもそういう先生はいて、「なぜ公設事務所ってあるのだろう」と。「刑事専門ってうちの事務所もそうなのに」と。それと例えば「オウムとか難しい事件はやっぱり公設事務所しかできないでしょう？」って言いますが、そういう若い刑事弁護人になりたい弁護士は、そういう大きな事件や難しい事件も経験したいのに公設的なのが持っていっちゃうから経験できないんだってこぼしている先生もいました。大型事件とか著名事件を経験したい若い先生はいるみたいで、「上のほうだけでとっていかないでよ」という意見がありました。

川村：東京パブリック法律事務所（東パブ）の所長だった船木さんとか、東パブ設立時のドリームチームの一員だった児玉さん、何かありますか。

児玉：僕も離れて10年くらい経ちますが、費用対効果でそうおっしゃられることも分かりますが、被災地支援で岩手と石巻に15回行って、法律紙芝居をずっとやってきました。最終的に陸前高田に在間という人がひまわりで来て、その人に事業を引き継ぐときに一緒に行きました。そうしたら、やっぱり地元の方が、それまで来ていた私達が東京へ帰っちゃうから、本当にスポットで相談して、終わりになって、「それ以上受任が必要なきには、地元の先生を紹介するからね」というような対応だったんですけど、在間さんと一緒に行ったときは、在間さんが「僕は2か月後に事務所を作ります」と言ったときの、地元の人たちの安心感や表情は、全く違うなど。在間さんが行ったのは、1回目か2回目くらいだったのですよ。やっぱりいかにデジタル的に進化してもなかなか代えがたいんじゃないのかなというのは、そのときの実感で私は思いました。もちろんそこで費用対効果の問題もあるでしょうけど、行く必要がないというのはちょっと現場感覚とは違うのかなという感じは、今お話聞いていて思いました。

川村：少なくとも今過疎地にいる高齢者の方々は、

iPadを渡されても解決はできなくて、対面で話を聞いてもらわないと駄目だという方たちが、今現実に日本の過疎地にはいるのかなという感じはしますが、船木さんはいかがですか。

船木：ひまわり公設や法テラス地方事務所で働いている弁護士や、東京の3つのパブリック法律事務所の弁護士は、献身的な意識は従前と変わってないと思いますが、それに対して送り出す側の弁護士会の感覚が変わってきているかなと思います。

実際に現場（司法過疎地）に弁護士が身を置く必要性和その効果を常に感じているからこそ、地方に良い人材を送り出そうと、例えば、東パブでは、地方赴任者に対し、児玉さんたちのような指導担当者が、マンツーマンで若手と一緒に仕事をして、やる気と即戦力のある弁護士を育てるために、集中的に「鍛錬」してきたわけです。短期間で、司法過疎地で一人で頑張れるような精神力と実務能力を持つ人を育てようとしていました。それは、地方の人々にとって、顔の見える身近なところにいてくれてかつ実務能力を備えた弁護士が必要なんだという意識があるからです。

東パブについて言えば、都会における司法過疎解消という視点と、全国の司法過疎に対して優秀な人材を、役に立つ人材を送り出すという、その2つを課題に動いてきたと思います。そしてその方向性を、東弁も全面的に支えていくという気持ちであったと思います。

当番弁護士制度が弁護士、弁護士会の働きで作りに出した一つの結実した形であれば、公設事務所、東弁でいえばパブリック事務所というのも、弁護士会が生み出した大きな成果だと思います。それを弁護士会側が支え切れなくなっているというのは残念です。吉原さんが言ったような感覚・意識というのは、私も若い人と話すと感じるところがありますけれども、ただ、それでも弁護士会はやらなきゃいけないという意識をどうやって伝えていくのか、みんなで共有していくのかという問題を、われわれも丁寧に説明していかなくちゃいかなというの思っているところです。

川村：法テラスの報酬が安いということで、会長選挙になると、「法テラスの報酬を上げます」という公約になるのですけど、法テラスの課題を克服するた

めに、弁護士会、日弁連はどんな取り組みが必要で、法友会の会員はどういう取り組みをする必要がありますか。

彦坂：報酬増額に向けた活動は日弁連でもずっとやっていますが、これまでも何度かアンケートをやっても、実情を回答してもらうには労力も必要で回答が思うように集まらないところがありました。私は事務局長をやっていたときに、「報酬を上げてくれ。もう我慢するのも限度で爆発しそうだ」という声は全国から聞くので、全国のプロック協議会でも、そういう話題をして、「どうしたらいいですか」とお話しして方策を聞いたことがあります。法友全期から、アンケート結果から報酬についての不満が多いというのがありました。そのなかで、回答に意欲のある人に、モニターになってもらって扶助の実績を記録してもらってそれを回答してもらうのはどうかという話があり実施することとなり、現在日弁連でモニターからの回答を集めています。

法友全期会からも、積極的に日弁連の委員会に入ってもらって、報酬増額の実現に向けて活躍していただければと思います。ぜひ全期世代の人にはどんどん日弁連の委員会にも入ってもらって、いろんなアイデアを出して、日弁連で活動していただきたいと思います。

川村：若手の中から不満があるのはよく分かります。その不満を解決するためにどうしようというアイデアは出てきますか。

吉原：若手の中でも、そういう理想や目標は共有できているとは思いますが。司法過疎を解消しなきゃいけない、お金のない人もきちんと弁護士をつけなきゃいけないと、あとは方法論なんじゃないでしょうか。

彦坂：さきほど述べたとおり、日弁連では2年、コロナで1年延長してモニターから回答を集めています。報酬増額には証拠が必要です。国選報酬値上げのときは、結構皆さんご協力いただいて、これだけ頑張っているのに国選報酬がこれしか出てないよということが証拠として示すことができました。当時、法務省にいた坂田吉郎さん、今、愛知で弁護士をやっていますが、坂田さんが一生懸命「報酬上げるんだ」って言って頑張ってくれて、国選弁護報酬を上げたということもあります。このように報酬増額の立法事実、証拠を示せない、なかなか法務省も動かせ

ない、財務省も動かせないので、そういう地道なことも必要だと思います。

川村：法友会も法友全期も、昔の「みんなでこれをやろう！」みたいな熱気が出るといいかなと思います。

8 外国人問題、入管問題について

川村：続いて、外国人の問題、入管法の問題に移りたいと思います。児玉さんは、刑事事件はもとより、外国人事件について第一人者でいらっしゃいます。どうして外国人事件に取り組まれるようになったのですか。

児玉：修習の指導担当の千葉の廣瀬理夫先生が入管関係をやっていて、それまで僕は入国管理局って存在自体知らなかったのですが、一緒に連れてってもらって、なんと横柄な人たちが世の中にいるんだと思ったのが衝撃でした。それで多少のお役に立てるならお手伝いでもできればと思って、弁護士1年目から、東弁の外国人の人権救済センターって当時は言っていましたけど、無料相談をやっていて、通常法律相談って当時3年くらいやらないと登録できなかったのが、そこも相当人手が足りなかったみたいで、1年目の秋から登録できてですね。そこで活動をするようになって、今に至る感じです。

川村：現在、外国人を巡るさまざまな法的な問題で、これが大事ということのポイントをいくつか教えてください。

児玉：僕は刑事も入管も、人が捕まっている状況から自由にするお手伝いができればと思っていて、刑事の逮捕、勾留もそうですけど、入管でも収容されてしまうのです。在留資格のない人が収容されて、僕が最初にやった事件は、小学校6年生の女の子と3年生の男の子が入管施設に2週間くらい収容されていた事件で、それはにわかには信じがたかったです。1年間弁護士やって、当番、国選をやり、少年事件も1~2件やりましたが、小学生をどうして収容しちゃうのか、捕まえちゃうのかというのは本当に理解できなかったですね。その家族は難民でしたから、難民だったり、技能実習制度は最近、日経新聞まで廃止すべきだと言うようになっていたり、いろんな問題はありますが、根っこは同じようなところで、あまり外国人を人として見てないという入管当局の姿勢がいろんなところにつながっているのだろうと思

っています。

川村：民事法律扶助制度は在留資格のない外国人は使えないという問題もありますよね。外国人の問題について、法友会、法友全期として取り組んできたというのはあまりないのかなと思いますが、著名な先生は児玉さんをはじめ何人か法友会の方々がご活躍かなと思いますけど、いかがですか。

児玉：外国人の人権救済センターに1年目に入ったのですが、亡横山渡さんと一緒に相談活動して、横山さんは形式張ってやる人ではなかったですけど、すごく親しくさせてもらいました。12部の関聡介さん（45期）もずっと一緒にやっています。8部の生田康介さん（50期）は現在一緒にやったりしています。4部の渡辺典子さん（50期）は本当に地味にすごく継続してずっとやられていて、尊敬しています。

川村：小河宏美さん（2部51期）も法友会ですよ。

児玉：小河さんは1年間に100人くらい入管収容されている人の仮放免を取ったという、ものすごい人ですね。「自分の体感で毎年100人くらいなのが今年は25人くらいになった」と言っていたのですが、実際それで裏を取ってみると、入管が本当に厳しくしたこととまさに一致していて、本当にすごいです、小河さん。

川村：今年2021（令和3）年の通常国会で入管法の改悪阻止の動きがあって、法律案が廃案になりました。その流れを振り返っていただけますか。

児玉：2019（令和1）年6月に、長崎の大村の入管でナイジェリア男性が餓死した事件があって、これも長年関わってきていたのですが、今の日本の公共施設の中で、病死は前からありましたけど、餓死って信じられないようなワードが出てきて、その辺から入管当局も収容と送還に関して、長期収容とか長期送還ができない人について解決をしないとイケないというのを打ち出してきて、2019（令和1）年10月に、収容・送還に関する専門部会というのを立ち上げました。これは、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会のさらにその下にある部会という位置づけで、当時の法務大臣は河井克行さんでしたが、専門部会が発足して、長期収容とか送還忌避と言っていたのですが、実は人数で言うと1,000人もないくらいの話です。

最近ちょっと勉強して、強制入院とか一時保護で

精神病院に入院されている方って28万人くらいですね。それに比べると入管の問題というのは、人数的に言うと全然小さい話ではあるのですが、なぜかなり取り上げてきて、私たち弁護士や、これまでいろいろ支援してきたNPOの人とかからすると、そもそも無駄に収容を続けているのがおかしいとか、送還ができない人も、本来だったら、ほかの国だったら難民認定されているような方を無理矢理帰そうとしていること自体が問題です。そもそも帰りたくても帰れない難民の人達や、日本に家族がいる人もたくさんいる。そういう人たちをむしろ受け入れる方向でやれば、そんなにコストもかからず解消できるのではないかという方向を私たちは考えていたんですけど、その専門部会は排除しやすくするような方向で取りまとめて、それが閣議決定されました。

対象となる人が全員外国人なわけですね。選挙権がない人たちばかりで、閣議決定されて法案審議に入ったら1〜2日くらいでぱっと終わっちゃうんじゃないかという危機感を持っていましたし、また、衆議院の法務委員会で参考人として話をさせてもらったのが4月21日でしたかね。午前中に僕がやって、その日のうちに強行採決という話も出たくらいだったんですけど。ちょうどその3月に名古屋入管でスリランカ人女性のウィシユマさんが亡くなった事件がリンクする形で問題になって、その真相究明をしない限りは法案審議に応じられないというムーブメントが起きたのも力になって、法案の対象になっている人はみんな選挙権がないのですけれども、それを放っておけないというような声が、選挙権を持っている人を含めてかなり声が広がりました。当初は国会議員の数人しか関心を持ってきてなかったのが、SNSで広がって、大手のメディアが取り上げてくれて、新聞、テレビ、いろんな要素が複合的に絡まって、大きな声となって、最終的には与党としても、オリンピックも控えていましたし、コロナの問題もあったので、最初に言いましたけど、1,000人くらいのオーバーステイの人たちをどうするかというところで、あんまり無理してやって支持率下げたくないという思惑があったのだと思いますけど、そういうのもあって今回は廃案に追い込めたという流れだったと思います。

その過程で、東弁を含め日弁連もかなり多くの、

ほぼ全国、100%とは言わないですけど、90%以上の単位会から法案に反対する会長声明を出していたりしまして、国会議員に話をしに行くときには、「弁護士会はどう言っているのですか」ということを、私が思う以上に弁護士会の意見というのは気にされているというのが分かって、とても有益で助けになったなと思っています。

川村：2019（令和1）年度の最初に児玉さんが会長声明案を持って東弁理事者会にご説明に来られて会長声明が出て、その後、2本目、3本目も4本目もしました。委員会から2本目の会長声明の提案があったときは、篠塚会長は「またか？ オオカミ少年みたいになるんじゃないか？」とおっしゃっていましたが、マスコミが注目していることも分かり、あとはドンドン出すぞ、日弁連より先に出すぞ、という感じになりました（笑）。東弁がまず会長声明を出して、それに続いて日弁連もしましたよね。

不法残留の外国人の問題に対して、日本人のマインドは普段厳しいように思うのですけれども、よく廃案にもっていったなと思います。その勝因は何だったと思いますか。今後の運動に生かせる教訓は何でしょうか。

児玉：SNSの活用ですかね。本当にこれは大きかったと。国会議員もTwitterをものすごく気にしますし、それは野党も与党もそうでしたね。こういう話をいろんなところでさせていただいて、「何ができますか」というふうによく言われるのですが、こちらからすると、Twitterでの「いいね」や、リツイート1個してくれるだけでも、すごく力になりました。受け入れられているのだなと。そういう形で、大きなことはできないけれども、「いいね」を押したり、リツイートする、その一つ一つの積み重ねが1,000件になったり、2,000件になったりすると、大きなうねりになっていくというのを目の当たりにしたので、こういう形での情報発信とか意見表明の手段があるってというのは、大きな武器を市民は得たなというふうに思います。

川村：弁護士会も日弁連も法友会も、SNSを駆使して発信していくというのが今後は大事なのかなと思いました。

9 東日本大震災などの被災者支援について

川村：では、災害関連で、法友会は東日本大震災の後、この10年間にわたって立法に影響を及ぼすような活動を多々してきたと思いますが、どのように被災地のニーズをくみ取り、それをどのように活動に生かしていかれたのか、実際活動されたのかということをご紹介しますか。

山下：私は途中から、震災の3年目からなので、村林俊行さん（6部49期）たちから教えていただいたところですが、この委員会、震災の1か月後には村林さん、矢吹公敏さん（4部39期）たちが中心になって、東日本の復興支援特別委員会が発足し、そこに東北で修習中に被災した震災を体験した60期代の先生が結構多く加わっていただいて、当初から年3回の被災地訪問で実際に現地に行って、被災した住民の方のお話を伺うと。現地で復興支援に尽力している弁護士、団体、自治体の方などいろいろな方面から、何か困っていることはないかと直接伺って、ニーズをくみ取ると。それを立法提言という活動をしてきました。現地の支援者などに、東京の弁護士に何を期待するかと聞きますと、立法府が近い、行政府が近いので、ロビー活動をしてほしいというご意見を何回か私も直接聞きましたので、そういったところに、被災地とは遠いんですけど東京の弁護士の意味があるかなと思って活動を続けてきました。立法に関しては、うちの委員会、今まではPTと呼び、今年は部会と呼んでいますが、原子力損害賠償の支援、津波地震の被害、災害対策というグループ・分野でやっていまして、それぞれ一つずつ立法という成果に結びついたものがあります。

2013（平成25）年7月に「東京電力福島第一原子力発電所の事故による損害賠償請求権について消滅時効に関する特別の立法措置を求める意見書」で、民法724条前段の不法行為の3年の短期消滅時効に関して10年とする特別措置を求めるという内容のものが最初の1本です。このとき同時に、日弁連も同趣旨の意見書を2013（平成25）年7月に出して、この年12月には「原子力損害に係る損害賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」ということで結実しました。

津波地震では、2014（平成26）年3月に、岩手県と岩手県弁護士会が共同して、土地収用に関する立

法提言をされて、これを法友会で後押ししようとした意見書が「被災地復興事業用地確保のための特別立法措置を求める意見書」で、これが土地収用法の特例となる「東日本大震災復興特別区域法」の改正（法自体は2011〔平成23〕年12月施行）として結実し、翌年の2015（平成27）年1月に岩手県知事から感謝状を法友会の幹事長宛にいただきました。

私が災害PT座長だったとき、「災害時の住民避難に係る気象業務法等に関する意見書」を出しました。気象業務法では気象、津波に関する警報の標識は、色や形とか光といった視覚に訴えるものと、音響などの聴覚に訴えるもので作るようにと法律で規定されていますが、これを受けている気象業務法規則を見ても、鐘の音ですね、「鐘音又はサイレンによる」としか書いてなくて、予定されていた視覚による標識が一つも書いてないということになっていました。視覚による標識がないということは、聴覚障害者の災害情報へのアクセシビリティに非常に問題がありますし、健常者にとっても、例えば、沖合に行ったりすると風の影響で音が聞こえない。それでは困るので、新たに視覚に訴える標識を作る必要があるでしょうという内容の意見書になります。実際に東日本大震災のときに、鎌倉の沖合でマリンスポーツをしている方にサイレンで津波だと知らせても、風で届かなかったことがあり、東北の一部の地域で、健常者に比べて聴覚障害者の方の死亡率が2倍に上っていたという統計もございまして、そういった報道や資料を付けて作成したものです。作成した後は、小林元治先生（8部33期）に付き添っていただきながら、公明党の山口那津男先生をまず訪問しまして、そこから公明党の石田祝稔政調会長の事務所をご紹介いただいて、意見書の趣旨を聞いていただいて、そこから気象庁をご紹介いただいて、直接、気象庁の方と意見交換をする機会をいただいたということになります。気象庁も実際一回やろうとして止っていた案件でもあり、すぐ動いていただ

けまして、気象庁で、学識経験者、ろうあ連盟、ライフセービング協会、海岸を管理している自治体の方などを委員とする「津波警報等の視覚による伝達のあり方の検討会」を開いてくださいました。ここでの検討と、実際に海岸でのフラッグの見え方の実証実験を経た上で、改正につながったのが2020（令和2）年6月24日に公布され気象業務法施行規則の改正と、新たに旗のためだけに予報警報標識規則が制定されました。大きさは自由で、四角であればよくて、赤と白の市松模様のものを津波フラッグとするということになりました。法律自体は触らないで、下の規則を補うという形が功を奏して、比較的速やかに制度が実現できました。

川村：東日本大震災後、いろいろな分野で若手が活動し、例えば、原発被害の損害賠償請求の弁護団として活動したり、原紛センターで調査官として働いたり、被災地訪問で紙芝居をやったり、いろんなところで法友会の若手が活動して、そこから「こういう提言をしよう」と出てきて、意見書の形になり、それを若手自身は政治的な力はあるまいから、上のほうの先生の力を借りて、政治に生かしていったのかなという感想を持っています。

山下：若手のアイデアがあって、私とか20年目くらいの弁護士と一緒に議論をして、文章を組み立てて、いろんなものをくっつけて。それを最後に上の先生が国会議員に持って行ってくれると。下から上までみんなの協力が、法友会が一丸となってゴールしたという感じがあって、とてもいい経験させていただきました。

川村：本日は長時間にわたり、ありがとうございました。まだまだ語り尽くせないことはあるかと思いますが、法友会が個々の会員の現場での実践を踏まえて、あるべき立法や制度の提言をすることが社会を動かしていく力になるということの一端を振り返る機会になりました。これを未来につないでいけるとよいなと思いました。

第2 【座談会】 弁護士が創る、弁護士が育む法制度——私法編——

実施日：2021（令和3）年8月24日

司 会：荒木理江（政策要綱検討部会長、4部50期）

参加者：高須順一（2部40期）

川村百合（法友会政策委員長 5部49期）

岩田真由美（2部55期）

稲村晃伸（2部60期）

1 はじめに

荒木理江：弁護士法1条1項で「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」とあり、これを受けて、2項では「誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」と定めています。弁護士法上、法改正に取り組むことは弁護士の使命ともいえます。これまで、法友会、法友全期会は、数々の政策提言や活動を通して、実体法や手続法の改正過程に関与し、これら活動を通じて、司法制度改革の目指す、法の支配が隅々にまで行き渡る社会の構築に寄与してきました。例えば、当番弁護士制度の立ち上げに、法友会、法友全期会が関与したことは、現在の被疑者国選制度につながっています。でも、時の経過とともに、これらの制度の創設に法友会、法友全期会が関与したことの記憶が薄れつつあります。特に若い会員に浸透していないと聞いています。私法の分野でも、例えば、弁護士会による様々な意見提言を通じて、債権法改正に弁護士が関与し、弁護士会の意見が取り入れられたという経験がありますが、会員に周知されているか定かではありません。そこで、今年度政策委員会では、「弁護士が創る、弁護士が育む法制度」というテーマで、公法編と私法編の座談会を企画し、政策要綱の特集としました。本日の参加者は、私法、特に民法改正の最前線でご活躍の方々です。

2 自己紹介

荒木：では、自己紹介をお願いします。

高須順一：2007（平成19）年に日弁連の司法制度調査

会の特別嘱託として債権法改正の担当となったのが最初です。それを契機に2009（平成21）年から2015（平成27）年まで、法務省法制審議会の民法（債権関係）部会の幹事として出席し、99回の本会議、18回の部会と合わせて117回の会議のうち1度だけインフルエンザで休みましたが、116回に出席しました。その後、2016（平成28）年には日弁連の外郭団体である公益財団法人日弁連法務研究財団の常務理事となり、研修委員長をしています。弁護士会関係では2018（平成30）年度に東弁の法制委員会の委員長、続く2019（令和1）年度に日弁連の司法制度調査会の委員長をしております。この他、民事法制の改正対応で、法制審担保法制バックアップチーム、区分所有法制研究会バックアップチームのメンバーになっています。また、昨年から最高裁民事規則制定諮問委員会の委員をしています。

稲村晃伸：2011（平成23）年から東弁の法制委員会に所属しています。高須さんのような法制審議会の幹事や委員をバックアップする組織として日弁連の司法制度調査会がありますが、司法制度調査会に各単位会の意見を提出するバックアップ会議が各単位会にあり、東弁にもあります。私は、そのメンバーとして参加してきました。相続法改正の際にも、荒木さんや中込一洋さん（2部）が日弁連のバックアップメンバーでしたので、それをバックアップする東弁の法制委員会のバックアップ会議に参加しました。2019（令和1）年からは、荒木さん、岩田さんと同じく、日弁連の所有者不明土地問題のプロジェクトチームのメンバーになりました。2020（令和2）年には、親子法制に関する中間試案に対し、東弁の法制委員会の親子家族法部会に加わり、意見書作成に関与しました。2021（令和3）年に日弁連の家族法制のバックアップ会議のメンバーとして参加しています。その他に、日弁連の担保法制のバックアップ会議と、区分所有法のバックアップ会議にも参加しています。

岩田真由美：私は、稲村さんとほとんど同様の活動を

しています。2013（平成25）年から東弁の法制委員会に入れていただき、参加当初はなかなか参加できなかったのですが、相続法改正の途中から参加させていただき今に至っています。法制委員会に参加以降、相続法、民法・不動産登記法の改正と続けて、日弁連での議論も併せて法改正の議論を追ってきました。現在は、法制委員会の親子家族法部会、担保法制部会に参加させていただいております。その他、東弁内の所有者不明土地問題に関するプロジェクトチームに参加しています。法制委員会で参加している部会に対応した日弁連のいくつかのバックアップ会議に参加しています。その中には、担保法制のバックアップ会議、区分所有法のバックアップ会議があります。

川村百合：私は長年にわたり、東弁では子どもの人権と少年法に関する特別委員会、日弁連では子どもの権利委員会に所属していますので、民法や家事法制の改正、家事事件手続法成立の場面では、子どもの委員会の立場から意見を言ってきました。子どもの委員会が扱う分野は、加害者もいれば被害者もいるし、家事事件当事者で言えば父親側もあれば母親側もある中で、時に当事者の対立が激しくなりそうな場面において、子どもの視点から言えばどうかという意見を常に求められます。法友会では、政策担当の事務次長、副幹事長、政策要綱策定部会長をやり、今年度は政策委員長をやっています。

荒木：2012（平成24）年に東弁の法制委員会に入りました。その後、日弁連司法制度調査会の委員に推薦いただき、日弁連バックアップメンバーによる債権法改正の書籍刊行に関与しました。その後、相続法改正の日弁連バックアップメンバーに中込さんとともに就任し、日弁連及び東弁のパブコメ意見書の作成に関与しました。その後、民法・不動産登記法改正について、日弁連ワーキンググループの副座長として関与し、現在に至ります。なお、昨年度まで東弁法制委員会の委員長として、民法・不動産登記法と親子法の東弁パブコメ意見書の提出作業を担当しました。

3 債権法改正について

荒木：それでは本題に入ります。まずは債権法改正について、高須さん、法制審幹事に就任された経緯や

審議経過などをご説明ください。

高須：ご承知のように債権法改正に関しては、民法制定から100周年を迎えた1998（平成10）年頃から、研究者サイドで検討が始まり、2005（平成17）年頃には研究者による債権法改正検討委員会が結成されました。そして、2009（平成21）年に法制審議会内に民法（債権関係）部会が設置され、政府レベルの審議が始まりました。弁護士会の中では立法に反対という主張が一定程度、存在し、特に東弁は反対の牙城でした。そのようなことでいろいろな問題があったのですが、最終的には、日弁連から法制審の部会幹事に推薦いただいたという経緯になります。今回の座談会のメンバーの皆さんが、東弁の法制委員会でいろんな経験をされて、それから、日弁連の司法制度調査会に行って活躍されているのを見て、この十数年で随分と様変わりしたなという印象です。法制審議会では、大変勉強になりましたし、弁護士会の意見を言うことはとても大事だろうと実感しました。とりわけ、東弁は最大単位会ですから、その東弁がこのように考えておりますということを、法制審で言うと、それは重みがあるわけですね。ですから、法制審の審議の経過の中では、日弁連の委員、幹事は4名でしたが、チームワーク良く、いろんな意見を言わせていただきました。また、詳細は割愛しますが、当初、改正に慎重姿勢の強かった東弁法制委員会も、その後、大変、積極的に改正審議に参加し、弁護士会内の議論をリードするようになり、法制委員会内にバックアップチームも立ち上げられ、大変、助けていただきました。それとは別に日弁連でもバックアップ会議が法制審の前日に必ず開催され、こちらにも、大変、お世話になりました。どちらのバックアップチームにも、法友会の皆さんが多数、参加されており、そのおかげで、5年間の117回の審議を乗り越えることができました。

荒木：債権法改正では、とくに保証人保護制度について、弁護士会が意見提言を行い、実現したとのこと。当初、弁護士会は、民法改正に反対だったそうなのですが、潮目が変わったのはなぜでしょうか。

高須：保証制度に関しては、日弁連の意見書が出ているんですね。保証制度について、個人保証人を保護するための立法をすべきだという明確な意見書がありましたので、今回の改正でぜひとも取り入れている

ただきたいと、こういう言い方ができました。日弁連全体は、当時から、ある程度、立法に関わるようになっていましたが、なかなか立法に対する距離感あるいは不信感というものも一方にあったのは事実だったと思います。それが、風向きが変わったというか、弁護士会が立法に積極的に関与し、また、弁護士会自身が一定の発言力を持つようになった。これが今回の債権法改正作業であったと思います。なぜそういう時代になったかという、やっぱり、平成の時代は、大立法時代であったことに関係していると思います。つまり、何かあったら法律を作って解決する、または今まであった既存の法律を改正する、そのようなことが頻繁に行われるのは、社会の仕組みが構造的に変わってきたからだとの指摘があります。亡くなられた星野英一先生（東京大学名誉教授）は、平成の時代を「第3の立法改革期」という言葉で説明されたのですが、とにかく多くの法律が改正され、あるいは新しく制定された。その動きの中で、われわれ弁護士はそれを肌で感じるわけですから、作られた法律だけを勉強し、使っていただけでは、市民の権利を守っていくことや、社会正義を実現することはできないという感覚が強くなったのだと思います。私はその時期に法制審民法（債権関係）部会の幹事をしていたので、弁護士も法適用だけでなく、立法にも関与しようねという雰囲気の中で仕事をさせていただいたと思っています。

荒木：今回の座談会に先立ち、高須さんが執筆された「the Champions of Civil Codeとしての弁護士の役割」（『自由と正義』2009〔平成21〕年3月号）という論文を拝読しました。民法改正の必要性、民法の守護者である弁護士や弁護士会が改正作業に関わるべき使命などが示された論文で、読後に熱いものが込み上げました。この論文を執筆された理由を教えてください。

高須：2009（平成21）年当時には、まだ、基本法令である民法債権法改正には反対という根強い意見がありました。私はそれに対しては異なる意見を持っていました議論の入口のところで、その議論を拒むということは、あまり実益がないのではないか。弁護士あるいは弁護士会も積極的に立法に関与し、むしろ改正をリードしていくべきではないか。そのような私の意見を問うために執筆したのが、ご紹介いた

だいた、『自由と正義』の特別寄稿です。

荒木：法制審議会での議論は、5年4カ月かかったとのこと。弁護士会の意見はどのように反映されたのでしょうか。

高須：債権法の抜本的改正だとか100年ぶりの大改正とか言われていますが、不法行為は何にもいじっていませんので、契約法に関するルールを100年ぶりに変えていこうというのが、今回の立法の内容です。総則の半分ぐらいは契約に関係していますし、債権編全体が関係するわけですから、改正項目も非常に多岐にわたり、200数十項目の改正となりました。5年かかっても仕方ないところだったと思います。また、法務省の担当参事官は、広く意見を求めるタイプの方でしたので、弁護士会としても意見を言いやすい状況でした。その中で、いくつかの論点については強く主張し、バックアップの皆さんの協力の下に対案を作って、基本的には、反対だけでは済まない、反対したら必ず対案を出す、「こういう形で改正してください」まで申し上げる、これを私たち弁護士会推薦の4人の委員、幹事の共通認識としました。バックアップ会議で何度も議論し、準備いただいて、じゃあこういう意見にしましょうというような形で対案を構築できたのも大きかったと思っています。そのおかげで、いくつかの論点については弁護士会発案の改正に繋がったと思っています。

一番大きいところは、やはり保証法制ですね。個人保証人の保護の規定を積極的に設けるといのは、当初の法務省によるたたき台の案の中にはほとんど入ってなかった。それを、日弁連の意見書に基づいて、むしろ、個人保証廃止まで持っていこうじゃないかという議論もし、それで、一定程度の規程を入れていただいたということです。公正証書化というのは、どこまで実益があるのかとのお叱りもあるんですが、何もなかったところから、そこまで持って行ったのは一つの成果だろうと思っています。最終的には、債権法改正の4大論点と俗に言うわけですが、その一つが、個人保証人の保護だと法務省も高々に言って、国会でも説明していますから、これは、弁護士会が頑張ったからこそだと、われわれも胸を張って言えるところだろうと思っています。

その他の論点についても弁護士会の意見が反映されたものが結構ございまして、その一つは、定型約

款です。これも非常に経済界の反対が強く、黙っていたら、見送りになった論点ですね。研究者は、もちろん、立法化に賛成とは言ってくださっていただけれども、やっぱり個人ですから、組織を挙げてというような形でものが言えるとするれば、弁護士会しかなかったわけです。弁護士会はともかく、100年ぶりに民法を作る、21世紀の民法を作ると言っているのに、定型約款の「や」の字も入らなくてどうするんだ、絶対それは容認できないという形で議論を展開しました。最後は、法務省が真ん中に入って、経済界には「気持ちは分かるけど、日弁連が許さないから何とか入れてください」、弁護士会に対しては「いや、ほんとによく分かるんだけど、このままだと経済界が認めないから、もうちょっと譲歩してください」と、調整していただきました。従って、道半ばの改正ではありますけれども、定型約款という形で約款法理を明文化できたのは前進だと思っておりますので、このあたりも、皆さんと一緒に共に闘ってきた成果が出たと思っております。

他にも、いわゆる履行障害法という領域について、契約責任、債務不履行責任、解除、危険負担、担保責任という、われわれが日常的に事件で遭遇している部分についても大きく改正され、弁護士会がいろんな意見を言わせていただきました。415条の債務不履行では、帰責事由概念を残すか残さないか、非常に思い切った改正を主張する人は、帰責事由という言葉をなくしちゃえという話だったんですが、ここは、帰責事由という言葉を残した上で、21世紀にふさわしい内容にすればいいではないかという、弁護士会の意見が反映された改正になったと思っております。それから、解除制度も、催告解除と無催告解除の二元構成もやめて、解除すべき事由があるときは解除するという一元論でいいという議論があったんですが、それも、われわれ、日常使いの中で、そんなことを言われても、実際の運用には困りますよ、やっぱり、催告解除のときは催告の内容証明を出す、そうでないときはそうでない対応をしますよということで、この二元構成も、結局、最終的には維持いただきました。危険負担概念も、廃止という意見もあったんですが、危険負担自体の内容は変わりましたけれども制度としては残すということで、ちょうど東北の大震災のこともありまして、双方の

責めに帰すべき事由がないけれども、契約が履行できない場合もありますよねと、そのときに危険負担という概念がなかったら不便ではないですかという説明をして、残していただいた経緯がございます。このあたりも、約款や保証のように目立つわけではないですが、日常使いの契約ルールという中では、われわれの声、実務に根差した現実的な意見、これを認めていただくことができたのではないかと思っております。200幾つもありますから、いくらでも言えますが、きょうは債権法改正の講演会ではありませんので、これぐらいにさせていただければと思っております。

荒木：万年野党のようだと、結局、置いてきぼりになってしまうので、反対するだけでなく、対案を出すことも重要ですね。2017（平成29）年に改正債権法が成立した後、施行の2020（令和2）年まで、3年の時間がありました、その間に、弁護士会や法友会はどうのような活動をしたのでしょうか。

高須：2017（平成29）年に法律ができるまでもに紆余曲折が随分あり、政府与党が改正に積極的ではなかったもので、法制審議会の要綱ができてからも、そう簡単にこの法案を通そうという気配がなくて、迷走したんです。法制審で要綱ができた2015（平成27）年3月に法案は提出されたわけですが、その年の通常国会では審議に全く入らないまま閉会中審査となりました。いわゆる継続審議ですね。翌年の通常国会でも閉会中審査となり、ようやく2017（平成29）年の通常国会で成立し、公布されました。非常に時間がかかったんですね。一時は廃案の可能性もありました。

ただ、その間、逆に言うと、われわれは勉強する機会に恵まれて、法案が提出されてから成立までの間に、いくつもの研修をし、法友会や法友全期会が中心となって書籍の出版もしています。成立後も周知期間が要るので公布から3年以内の施行ということになりました。その間に多くの研修がなされ、多くの解説書が出ました。東弁での研修、日弁連での研修、日弁連法務研究財団での研修など、随分、研修をさせていただきましたね。それには、私のみならず、法友会の皆さん方に講師としてお話していただきましたし、企画立案の準備をしていただき、非常に助けていただきました。みんなで多くの本を書

いたのもとても楽しい思い出です。

荒木：稲村さんは債権法改正の際に研修や出版に関与されていますね。

稲村：債権法改正に取り組むきっかけは、法友全期会で2010（平成22）年度の豊崎執行部に入り、政策委員会を担当した際、政策委員長であった川村さんの伝手で、法制審議会民法（債権法関係）部会の部長であった早稲田大学の鎌田薫先生にお会いする機会に恵まれて、興味を持ちました。また、これも川村さんの企画ですが、政策委員会で司法制度改革を総括するため、元日弁連会長の中坊公平先生のお話を聞くために京都に行く企画があり、中坊先生をご紹介いただいた篠塚力さん（当時の法制委員会委員長、1部）とご一緒したことがきっかけで、2011（平成23）年の年度途中から法制委員会に入り、高須さんのご意見をバックアップする会議に参加しました。

法友全期会では、2010（平成22）年度に、第一法規から『弁護士からの提言 債権法改正』という本を出し、そのときに第一法規の社長の軽井沢の別荘に泊まり、執筆者全員で集まって本を書いた思い出があります。そういうふうになると、遊びじゃないかと思うかもしれませんが、そのときは、朝から晩までずっと債権法改正の議論をして、今から思うと、当時よくやったなという感じがします。

その後、法友全期会では、2013（平成25）年度に債権法改正特別委員会ができ、私は執行部でなくとも、外部委員として参加していました（同特別委員会は2020（令和2）年度末の総会で活動終了）。法友全期会が中心となり、第一法規から4冊出版し、出版の度に全国での講演会を持ち掛けていただいて、法友全期会の執筆者が全国を回って講演しました。また、日弁連法務研究財団でも研修があり、内田貴先生からご紹介いただいた学者と、日弁連バックアップ会議のメンバーを中心に、高裁所在地を中心に全国各地で研修を実施し、東弁の法制委員会のバックアップメンバーが事務局として各地に同行しました。研修は大抵、金曜日にあって、翌土曜日は有志で各地を回るというお楽しみもありました。債権法改正では、東弁でも研修があり、法制委員会で講師を決めるので、法友会の会員何名かにも協力してもらいました。

荒木：一つの出版社から法友全期会が編集した書籍が

4冊、一度に出版されたのですか。すごい企画ですね。

稲村：1冊目が最初の合宿をして作った本で、次にコンメンタールの本を出し、中間論点整理と中間試案の度に改訂しました。もう一冊、事例編があったので、それを含めると5冊ですね。法友全期会の債権法改正特別委員会で、メンバーを募集し、全期を卒業された方の部分は別の方が担当して改訂していき、一つのテーマで3冊本を出しました。

4 相続法改正について

荒木：稲村さんは相続法改正でも活躍されていますね。

稲村：相続法改正については、2013（平成25）年の嫡出子の法定相続分の違憲判決があり、与党議員を中心に法律婚が軽視されるのではないかという懸念が起き、学者も相続法をそろそろ改正するべきと考えていたタイミングで、生存配偶者の利益を保護するという観点からの相続法改正の議論が2017（平成29）年からスタートしました。債権法改正が終わって一段落したあたりから、法制審が立ち上がったと聞いております。生存配偶者の利益保護については、配偶者居住権や配偶者短期居住権が有名ですが、遺言を重視する改正というのもあり、遺留分減殺請求権のいわゆる金銭債権化ですとか、自筆証書遺言の保管制度の創設もあります。また、当初は重視されていませんでしたが、遺言執行者の権限の見直しについて弁護士会が強く主張し、今回の改正で実現しました。

当時の法制委員会の委員長だった中込一洋さん、その後の法制委員会の委員長だった荒木さんが日弁連バックアップ会議のメンバーだったこともあり、中込さんらをバックアップすべく部会資料を検討して、意見書も作成しました。法制委員会は部会制を採用し、相続法部会が立ち上がり、関心のある方が集まって、バックアップしやすかったと思っています。

今回の改正のテーマは多岐にわたりますが、その中で遺留分減殺請求権が「遺留分侵害額請求権」と名前が変わり、金銭債権化したことについては、紆余曲折ありますが、弁護士会の意見、特に荒木さんの日弁連での意見がかなり影響していると思っています。荒木さん、この点はいかがでしょう。

荒木：相続法改正では、中間試案のほか追加試案も公

表されました。私は、追加試案に対する日弁連パブコメ意見書で遺留分を担当しました。遺留分減殺請求権によって物権的效果が当然に生じるという従来の構成から、原則として金銭債権が発生するという方向性に異論はなかったのですが、減殺請求を受けた受遺者が金銭を準備できなかったとき物で返せるか（現物給付）について、その方法や対象、評価をめぐって非常に難しい提案が示されていました。でも、相続手続は誰でも生きているうちに一度や二度、経験する出来事です。それにもかかわらず、こんなに難しい制度を創ってしまってよいのだろうかという素朴な疑問がわきました。当時、日弁連バックアップ会議の座長でおられた加藤祐司先生（一弁）も遺留分減殺請求権を金銭債権化し、かつ、現物給付を否定して単純化すべきとのお考えでしたので、日弁連意見書で遺留分のパートを自由に書かせていただき、さらに推敲を重ねました。加藤先生の寛大なお配慮のおかげで、遺留分の改正について、日弁連意見書が影響を持ち得たと考えています。なお、パブコメ後も、法務省は現物給付を提案していましたが、部会の最終回で現物給付の提案は落ち、代わりに金銭を準備できない受遺者らには期限の許与を認めるという提案が示され、条文化されました。最終回で現物給付の提案が落ちたのは、法制上の問題があったからと聞いています。

稲村：相続法改正では、東弁の相続法部会の部会長をさせていただき、パブコメ対応や出版を担当いたしました。相続法改正後は、東弁、日弁連、日弁連法務研究財団でも研修に関与いたしました。東弁の研修は法制委員会のメンバー6名で全6回のシリーズを、2019（令和1）年に行い、2020（令和2）年にライブ講義本が「ぎょうせい」から出版されました。その6名のうち5名は法友会の会員です。

高須：日弁連法務研究財団と関弁連との共催の法務研修において、大村敦志先生（学習院大学大学院法務研究科教授）と稲村さんにご登壇いただきました。大村さんは東大名誉教授で家族法の第一人者であり、要領を得た簡潔な講演をなされましたが、その後を引き受ける形で稲村さんが、詳細なレジュメを作成され、改正内容を一通り説明されました。このレジュメはそのままずっと使えると評価されて、大村先生と稲村さんの絶妙なコンビで大好評の研修会でし

たね。

荒木：当初、民法改正に慎重であった東弁ですが、この10年の間に、民法大改正の流れに併せ、法制委員会内に複数の部会ができ、同時進行で、民法・不動産登記法、担保法、親子・家族法、会社法などの法律をフォローしていけるよう組織化しました。稲村さんや岩田さんはじめ法友会のみなさんが東弁や日弁連で活躍してくださっていることに流れの変化を感じます。なお、法制委員会の部会制は、法友2部の中込さんが委員長を退任されるときに、導入されました。

川村：10年前、東弁は民法改正に反対だったのですが、2011（平成23）年の家族法の一部改正、家事事件手続法の成立の際はどうでしたか。日弁連の子どもの権利委員会では、未成年後見制度には不都合があって改正の必要性があるという認識の下に、改正の内容について意見を述べたし、家事事件手続法についても子どもの手続代理人が必要と言ってきた、結論として導入されました。日弁連としては、よりよい制度にすべく動いてきて、その結果、完璧ではないかもしれないけれども実務の必要性に合う改正がされたと思っていますが、東弁はどのような対応だったのでしょうか。

高須：東弁の法制委員会では民事法制の改正といっても財産法関係が中心で、家事法制にはあまり深くは関わらず、東弁内の別な専門の委員会に委ねるという対応でした。平成23年当時の記憶ですが、家事について大きな反対はなかったと記憶しています。財産法について当初、非常に強い抵抗感があったという印象です。それがこの10年の流れの中で、東弁法制委員会が専門部会までつくって、全ての民事立法に対応するというのは、隔世の感があります。私が法制委員会の委員長だったときに、当時の東弁の担当副会長から、こんなに予算を付けてない委員会で、こんなに仕事をしてくれるのはほんとにありがたいとよく言われました。だったら予算を付けてくれという話なんですけど、その話はどっかへ行ってしまいました。

5 民法・不動産登記法改正について

荒木：相続法改正の作業が終わるとすぐに、民法・不動産登記法改正が始まりました。これは所有者不明

土地問題を解決するという観点から、内閣主導の改正でした。先ほど稲村さんが説明されたとおり、相続法改正は、保守政党からの突き上げみたいな形で法務省が動き出したという経緯でしたが……。相続法改正が終わったばかりなのに、すぐに相続法、とくに遺産分割の見直しに手が付けられたのはどうしてでしょうか。

稲村：相続法改正が終わるか終わらないかというところで、民法・不動産登記法部会という、所有者不明土地問題を解決するための法制審の部会が立ち上がりましたが、その前に研究者の集まりがあり、そこでは物権法や登記に詳しい学者が中心に議論していました。ところが、法制審の段階になると、相続法改正も絡むので、相続法に詳しい方々も入って、特に遺産分割については期間制限がないと解されていますが、数次相続があったにもかかわらず、ずっと登記名義の変更がなされないことが、所有者不明土地問題の一因であると指摘されたことから、遺産分割に期間制限を設けたらどうかという提案がなされ、結果的には、具体的相続分による分割を10年に制限する制度が採用されました。所有者不明土地問題を解決するという意味で、具体的相続分による分割の期間制限という形で実現したのが、今回の改正です。

荒木：所有者不明土地問題を解決するため、遺産分割についてまで踏み込んで改正に至ったんですね。この民法・不動産登記法改正については、岩田さんが東弁、日弁連で活躍されていますね。

岩田：民法・不動産登記法の改正の検討が議論され始める少し前の2013（平成25）年に法制委員会に入らせていただきました。ちょうどその当時、地方が悩んでいる問題を目の当たりにしましたが、その問題の一つが、都会への人口流出の現象の中で起きた「所有者不明土地問題」でした。個人的にこの問題への関心が高かったのですが、2017（平成29）年に、法制委員会のメーリングリストで、所有者不明土地問題が政府の「骨太の方針」に盛り込まれ、内閣府主導でこの問題を解決しようという話を受け、民法改正が視野に入った、日弁連でもワーキングが発足したと紹介されたことが、関わりが始まったきっかけです。

荒木：岩田さんは各種シンポジウムも企画運営されていますね。

岩田：東弁の中に、所有者不明土地問題等に関するプロジェクトチームがあり、そのチームの活動のなかで、シンポジウムと座談会を行ってきました。このプロジェクトチームは、所有者不明土地問題等に関する国の取り組みが本格的になってきたことを受け、東弁内でも国の動向を理解し、今後の取組を検討していくために、2017（平成29）年の末に立ち上がったとうかがっています。その頃、法制委員会のメーリングリストで、プロジェクトチームの参加に関心のある人を募る案内がありました。当時の私は、親のいる地方と東京との往復をしており、東京とは異なる地方の土地利用の実情を見る機会が多く、放置されている土地があるのはもったいない、なんとかしなければ、日本国土全部利活用するぞという勢いだったので、チームに入れていただきました。東京は不動産の流通が活発で、所有者不明土地問題が少なく、問題になりにくいので、小さなプロジェクトチームなんです。

ちょうどプロジェクトチームが立ち上がってすぐに、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法という国交省管轄の法律ができ、所有者のわからない土地の利活用の突破口となる同法をテーマにしたシンポジウムを2018年に実施し、荒木さんにもパネルディスカッションのコーディネーターとしてご登壇いただき、メインスピーカーとして、所有者不明土地問題の立法全般で御活躍されている山野目章夫先生（早稲田大学大学院法務研究科教授）をお迎えしました。このシンポジウムは、東京三会の共催で開催されました。翌年も東京三会共催でのシンポジウムを予定していたのですが、立法動向という点で機が熟しておらず、大々的なシンポジウムの開催ではなく座談会という形で、東弁単独で、プロジェクトチームが法制委員会の協力を得て、東弁の会員3名と山野目先生、東京財団政策研究所の研究員でおられる吉原祥子さんを交えて、所有者不明土地問題とは性質上似ているけれども、老朽化するという性質を有する建物が対象であることから異なったアプローチが可能な空き家問題と比較し、また、森林管理という視点など、民法だけに限らない広い視野で所有者不明土地問題を議論いただきました。

2021（令和3）年4月に民法の物権法・相続法の一部及び不動産登記法の改正が成立しました。この改

正は、弁護士実務にも大きな影響を与えるものであり、日弁連でも研修が実施されますが、改正の内容を会員の先生方に周知するため、東京三会でも、今年度中に改正をテーマとしたシンポジウムの開催を予定しており、鋭意準備中です。素晴らしい布陣でお届けできるものと自負していますので、ご期待ください。

荒木：民法・不動産登記法改正は、内閣を挙げて改正に着手し、しかも、2020（令和2）年内に法律をつくるという話でしたが、新型コロナウイルスの影響もあり、延期しました。2021（令和3）年3月に国会に提出され、4月には成立公布されています。国会審議のスピードが債権法改正とは随分違うなと感じました。この法改正において、弁護士会が取り組むべきところはどこにあるのでしょうか。

岩田：この改正の大きなポイントは、新しい財産管理制度の創設と共有制度の改正であり、特に、新設された財産管理制度のもとで弁護士が財産管理人の担い手として果たす役割はとても大きくなると思います。新しい財産管理人制度は、所有者不明土地・建物、管理不全土地・建物について、一定の要件を充足した場合に、利害関係人の請求により、裁判所は管理命令を出し、管理人を選任することができるものとされました。従来からの相続財産管理人、不在者財産管理人制度と違い、管理人の選任と運用は地裁の管轄になりますので、どのような運用になるのか、基本的な管理の内容が大きく異なるものではないとしても、興味深いところだと思います。

今回の改正では、司法書士会や土地家屋調査士会などの他士業から、新しい管理人制度の担い手について、ものすごく積極的な活動がなされ、それに比べると、弁護士会は控えめだったとっております。単なる管理にとどまらず、仮に紛争性のある問題に直面した場合、一貫した解決が可能となるのは弁護士だけです。社会の隅々に法の光を照らすという理念を実現することもさることながら、新しい制度は職域拡大にもつながり、リーガルサービスを市民に提供するきっかけになりますので、弁護士が積極的に取り組む領域になると思っています。

その他、遺産分割における具体的相続分の主張制限、厳密に言えば、相続開始から10年が経過すると具体的相続分の主張が制限されるという制度が導入

されました。相続問題を取り扱うときに注意しなければならない点が増えました。隣地使用权などの相続関係の規定も大きく変わりました。もう一つ、管理不全もしくは所有者が不在・不明である建物の問題である空き家対策について、知らない方もいらっしゃるようですが、東京三会で空き家相談窓口がありまして、空き家相談を担当する弁護士が名簿に載っています。空き家相談窓口の電話回線があり、空き家問題を抱える方から電話を頂いて、弁護士が相談に乗るという制度です。たまたま私が経験した案件では、自治体から相談があり、2018（平成30）年の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を利用して、空き家対策ができないかというものでした。土地と建物が同じ名義人で、その方が不明、もしくは、亡くなっている、そういったケースで新しくできた法律が使えるんじゃないか、実験的に使いたいと。ただ、できたばかりの法律を使った初めてのケースなので弁護士のアドバイスが欲しいという相談で、実際に相続財産管理人選任申立てと発令まで実現した案件がありました。自治体にとって初めての案件で、弁護士に相談してみたいと思っていただけた、弁護士の存在意義を実感できる経験でもあり、自治体と弁護士の接点を作ることできる道筋の一つとして、相談窓口を積極的に設けることも意味があると思います。

荒木：裁判所でも管理人の制度作りが進んでいくとは思いますが、高須さんは最高裁判事規則制定諮問委員会の委員に就任されています。新しい管理人制度は地裁が管轄ということですが、最高裁はもう動いていますか。

高須：まだ動いてない感じですね。規則も二通りあって、法務省が作る規則と、最高裁が作る規則があります。すみ分けがあり、最高裁が作るのは、訴訟や非訟、さらには執行、保全に関係する部分です。最高裁判所の規則制定諮問委員会の喫緊の課題は、民事訴訟のIT化の問題です。今、民事訴訟のIT化のための民事訴訟法の改正作業が法制審議会で行われていますが、多くの改正法の条文について、詳細は最高裁判所規則で定めるというスタイルにすることが予定されています。

そして、次に来るのが、動産担保法制です。譲渡担保権の明文化です。そのうちの動産担保権の実行

に関わる部分、ここは裁判所の手続きが新たに考案される見込みなので、規則で定めなければならない。その2つに比べると、財産管理制度は今のところ議論されていないようです。ただ、これから規則制定の話になるのかもしれませんが。今後、取り上げることになるかもしれません。

川村：法律を作るという段階ではなくて、できた法律を、弁護士が使いやすいように運用するということで思い出したことをお話しさせていただきます。

東日本大震災によって震災孤児がたくさん発生しましたよね。震災孤児に未成年後見人を選任する必要がある、それが多数に及ぶと言われていた時期に、偶然ですが2011（平成23）年の家族法改正（2012〔平成24〕年4月1日施行）で未成年後見制度が変わり、使いやすいものになりました。しかし、震災孤児の未成年後見人を被災地の弁護士が担うことを想定したとき、未成年後見人には成年後見人と違って、身上監護義務という親同様の重い義務があるので、弁護士がどれだけ担えるか、しかも人数が多いとは言えなお被災地の弁護士が担っていくことができるのかという問題がありました。例えば、被後見人の未成年者が、故意の加害行為をしてしまった、最悪の場合、人を殺めてしまった場合、親権者は監督義務者責任として、あるいは独自の不法行為責任として、損害賠償義務まで負うわけですが、弁護士がそこまでの責任を負うのは難しいですよ。

従前は、未成年後見人の選任件数は全国的に少なかったもので、非行に走ったような子の未成年後見人は、子どもの権利委員会に所属する弁護士が担うことが多かったのです。でも、その数が多くなると対応することが難しいと予想されました。

本来は、未成年後見人の損害賠償義務を軽減できるように法律改正ができればいいけれども、それを待ってはられないので、未成年後見人の損害賠償責任をカバーできる損害賠償責任保険があればいいと考えました。最高裁も未成年後見制度をどう運用するかに関心があり、日弁連と最高裁で協議していました。私は当時、日弁連の子どもの権利委員会の事務局長で、最高裁と協議する場で、そういう保険制度の必要性を言いました。しかし、最高裁によれば、金融庁とも相談したようですが、未成年者にとって故意の不法行為責任をカバーするというのは、

保険制度のモラルハザードにつながるのでは難しいという見解だったようです。でもこれはおかしくて、未成年後見人からすれば過失責任であり、後見人が入る保険なのだから、モラルハザードではないと主張したものの、最高裁がそれ以上弁護士のために動いてくれることはありませんでした。でも、保険制度がない中では、弁護士が未成年後見人に就任するのは躊躇するので、困ったと思っていたのです。

そうしたときに、先ほど稲村さんから話が出た篠塚力さんの人脈を思い出して、金融庁に話をしに行くことを考えたのです。そして、論点整理をしたペーパーを作って金融庁に持って行って説得しました。その結果、金融庁もモラルハザードにはならないと理解してくれて、さらに損保会社に、こういう保険つくれないかと持ち掛けてくれたら、さすが金融庁の力はすごくて、ある損保会社がすぐに商品化の話を進めてくれて、未成年後見人向けの損害賠償責任保険ができたんです。私も加入していますが、とても低廉な価格で、未成年者の故意の加害行為がカバーされる保険です。

そこから私が学んだのは、私は日弁連の委員会の事務局長という立場で、いわば正式ルートで最高裁と協議しても打開できなかった問題を、法友会の人脈を最大限に使ったことによって、物事が動き、日弁連会員のためになる結果が得られることがあるということです。それが、2012（平成24）年に施行された家族法改正の運用を助けることにつながりました。

法友会の役割は、日弁連や東弁と法友会の考え方が違う場合にどう渡り合うかという部分もあれば、支えるという部分もありますが、支える場合でも、日弁連や東弁の公式な立場の一員として動く部分と、そうではない「裏」で動く部分とを両方組み合わせていくことで、法制度を良くし、また運用も良いものになるということを学びました。こういう経験も後輩たちにぜひ生かしてもらい、今後もそういう使い分けをしながら、良いものをつくっていただければと思いました。

6 その他の民法改正作業について

荒木：民法大改正時代ということで、今、いくつもの民法改正作業が同時進行しています。最後に、今後

の改正作業について伺います。家族法、親子法改正の状況はどうか。

稲村：児童虐待の悲惨な報道がありましたが、親に懲戒権があるから児童虐待の原因になっているという共通の認識を受けて、法制審の親子法制部会が立ち上がって、懲戒権の規定を見直すことになりました。

また、民法772条の嫡出推定の規定のうち、婚姻解消後300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定するという規定があることが、DVなどを原因に離婚した母が市町村の戸籍係に出生届を出さない原因ではないかということで、いわゆる離婚後300日問題に起因する無戸籍者問題がクローズアップされました。それに対処するために、嫡出推定の規定の見直しに関する提案がなされました。東弁からは磯谷文明さん（2017〔平成29〕年度に東弁副会長として法制委員会を担当）が委員として参加されていますが、法制委員会で、中間試案に対する東弁の意見書をまとめています。

さらに、親子法制に関する改正が終わっていない2021（令和3）年3月に、家族法制部会が法制審で立ち上がりまして、いわゆる離婚後の子の養育の在り方（共同親権の導入まではないものの離婚後の子の共同養育や双方責任を導入していいのかという問題）、面会交流や養育費の在り方、協議離婚の要件等について検討しています。東弁からは、法友会の池田清貴さんと佐野みゆきさんが委員、幹事として参加されています。

荒木：担保法改正の状況はどうか。

高須：動産担保あるいは債権譲渡担保の領域ですので、不動産担保以外と表現しますが、この不動産担保制度以外の担保制度の充実を図ろう、あるいは、明確化を図ろうということで、研究会での議論を踏まえて、本年4月から法制審議会内に担保法制部会が設

置され、現在6回の会議が進んでいます。譲渡担保権をどのように明確化するかがポイントになります。所有権留保も含みます。大きな流れとしては、譲渡担保権という新たな担保物権をつくるか、担保目的の所有権移転という判例法理に沿った担保目的の所有権移転構成で行くのかという問題があり、現在、法制審で議論しています。譲渡担保権という物権を新たに作るのは、分かりやすいものの、仮登記担保法のように法律を作ったものの、使いにくい権利になってしまえば、むしろよろしくないという心配もあります。判例法理に沿った所有権の担保目的での移転を構想する意見の方が、今のところ支持を集めそうな感じです。まだ両論併記の段階ですが、この続きはこの政策要綱で私が執筆を担当していますのでその部分を読んでください。

荒木：民法・不動産登記法に関連し、区分所有法改正も始まったそうですね。

岩田：老朽化したマンションの建て替えを容易にするために建替決議の要件の緩和や合意形成の簡素化の可能性などを探りながら、区分所有権者の高齢化や所有者不明土地のように管理されないマンションの部屋の増加を背景にいろんな問題が起きている現状に照らして、区分所有法を時代に合わせるための議論が、金融財政事情研究会でなされています。法務省が中心となり2021（令和3）年3月から議論が開催されており、令和3年9月時点で6回目が開催されています。今の研究会が終わったら法制審議会も立ち上がると聞いているので、議論を追っていきたいなと思っています。

荒木：本日は長時間にわたりまして、座談会、「弁護士が創る、弁護士が育む法制度（私法編）」参加くださいまして、ありがとうございました。